



担 当	福島労働局労働基準部賃金室 賃金室長 鈴木孝春 賃金指導官 安田大樹 電話024-536-4604
--------	--

福島県最低賃金（時間額）を 1,033 円（＋78 円）に引上げ

～福島地方最低賃金審議会、福島労働局長に答申～

- 1 福島地方最低賃金審議会（会長：熊沢透）は、福島県最低賃金時間額について現行の時間額 955 円を 78 円（8.2%）引上げ、1,033 円に改正するよう、本日、福島労働局長（岡田直樹）に答申しました。
- 2 今後、福島労働局では、異議申出に対する手続や決定・公示などの手続を経て、福島県最低賃金を改正することとなります。
なお、答申どおりとなれば、「令和8年1月1日」から効力が発生する予定です。

（審議経過）

令和7年7月15日に、福島労働局長が福島地方最低賃金審議会に対して改正決定に係る諮問を行いました。

同審議会は、諮問を受けて、専門部会を設置し、令和7年7月22日以降、8回にわたり専門部会を開催し、中央最低賃金審議会から示された令和7年度地域別最低賃金額改定の日安（福島県は B ランク 63 円）を参考に、現行の最低賃金に係る実態調査、経済状況等の各種統計及び参考人の意見などを基に審議を重ねた結果、本日の答申に至りました。

※福島県最低賃金は、常用、臨時、パートタイマーやアルバイト等の名称にかかわらず、県内の事業所で働く全ての労働者に適用されるものです。

(参考)

福島県最低賃金の金額の推移

年度		時間額 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)	発効日	
平成	14	610	0	0.0	平成	14.10.1
	15	610	0	0.0		—
	16	611	1	0.2		16.10.1
	17	614	3	0.5		17.10.1
	18	618	4	0.7		18.10.1
	19	629	11	1.8		19.10.19
	20	641	12	1.9		20.10.22
	21	644	3	0.5		21.10.18
	22	657	13	2.0		22.10.24
	23	658	1	0.2		23.11.2
	24	664	6	0.9		24.10.1
	25	675	11	1.7		25.10.6
	26	689	14	2.1		26.10.4
	27	705	16	2.3		27.10.3
	28	726	21	3.0		28.10.1
	29	748	22	3.0		29.10.1
	30	772	24	3.2		30.10.1
令和	元	798	26	3.4	令和	元.10.1
	2	800	2	0.25		2.10.2
	3	828	28	3.5		3.10.1
	4	858	30	3.6		4.10.6
	5	900	42	4.9		5.10.1
	6	955	55	6.1		6.10.5
	7	1,033	78	8.2		8.1.1 予定